

別記

決議文

倉橋工場争議團ハ全責致シテ後固ナル結束ト一系乱シ又健利ノ下ニ生存権ヲ自守スヘク悲壮ナル決意ヲ以テ最後ニテ戦フヘク戦意ヲ固ク奮起スル高キモノアリ
貴下ノ若シ人間トシテ情アルナラハ肯然ナル争議團ノ要求ニ對シテ徒ラニ事ヲ悪化セシメルコトナク速カニ之費引下ヲ取消シ他ノ諸條件努力セラルヘク最モ賢明ニシテ時期ヲ得タルモノナリト信ス
貴下ニシテ之ヲ容レスハ同一産業ニ從事シ秋後決メリヤス工聯盟ハ敢テトシテ共同戦線ノ下ニ戦フ
宣スルモノテアルトテ表明シ大會ニ於テ高揚ヲ致シテ決議ス

横濱莫大小聯盟ハ倉橋工場争議團ニ對シ徹底的應援ヲ期ス
昭和五年四月二十七日

横濱莫大小工聯盟
聯盟印

倉橋爲藏殿

券収第一六九六號

昭和五年五月三十一日

警視總監 丸山 鶴吉

5. 6. 3
1260

内務大臣 安達謙藏殿
社會局長 官殿
大阪神奈川各府縣知事殿

倉橋糸莫大小工場ノ券傷争議ニ関スル件 第三報

- 要旨
- (1) 下請場主ハ最近職ニテ雇入レ作業ヲ開始ス
 - (2) 券傷者側ハ五月二十三日秋刈演說會ヲ開催ス
 - (3) 五月三十一日倉橋三對シ券傷費用千三百圓支給ヲ要求拒絶サル
 - (4) 三對重懲罰ニ對シ下請三工場ニテ暴行シ犯人七名ヲ檢挙ス

標記工場ノ争議ニ就テハ屢報ノ處其後ノ經過左記ノ通
記